

◎新潟県告示第1545号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内ヶ巻駅通り地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川井(2)地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川井(3)地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川井(4)地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川井(5)地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内ヶ巻神社地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川井(7)地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
恩川地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	土石流
深沢地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	土石流
十八沢支溪3地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	土石流
戸屋地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	地すべり
真皿地区	小千谷市大字川井、川井新田	次の図のとおり	地すべり
冬井地区	小千谷市大字川井	次の図のとおり	地すべり
川井新田(1)地区	小千谷市大字川井新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川井新田(2)地区	小千谷市大字川井新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川井新田(3)地区	小千谷市大字川井新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栄町地区	小千谷市栄町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日吉地区	小千谷市日吉二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）